

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

本市は宮崎県の最南端に位置し、面積は 295.16 km²で県総面積の 3.8%を占め、県内 26 市町村の中で第 10 位の広さをもっている。東は日向灘に、南は志布志湾に臨み、北部は都城市と日南市に、西は龍口山 (506.4m)、笠祇岳 (444.2m) 等の山岳をもって鹿児島県志布志市と接している。

本市は地理的・自然的条件から、台風・集中豪雨等により、これまで公共施設、生活基盤施設、農林水産物等に多大な被害を受けてきた。市域には北から南に笠祇、龍口などの連山が聳え立ち、その北部は鬱蒼たる山林に包まれており、森林地域は総面積の約 76.3%を占めている。しかし、本市の山地丘陵は、急峻で地質が脆く、豪雨・地震等に対して斜面が崩壊しやすく、危険なところが多い。

河川は市域中央を貫通する福島川をはじめ、善田川と本城川は志布志湾に注ぎ、市木川は太平洋に注ぎ、それぞれ流域に肥大な耕地を有し、豊富に農産物を算出している。また、市の東海岸は黒潮の影響を受け、比較的温暖であり、亜熱帯植物が自生し、地理的に漁港 (漁場) に恵まれている。しかし、本市の河川は急流蛇行が多く、狭小であることから、流下能力が小さく、氾濫しやすい状態になっている。

土壌については、平坦地域はほとんど第 4 紀層に属しているが、東南部の大部分は第 3 紀層に属し、表土は黒ボク、心土は赤ホヤが多く地力は低い。ほとんど微酸性を呈し、土性はおおむね壤土ないし埴土である。



(風水害：ハザードマップ)

本市は従来から台風常襲地帯として知られ、豪雨や台風により、家屋等への床上・床下浸水、農林水産物等の被害、漁船及び水産施設、農地及び農業用施設、林地及び林業用施設、道路、橋梁等の交通基盤施設等の被害が度々発生している。近年では令和元年 8 月に台風 10 号による大雨の影響で農地及び農業用施設、電力施設等合わせて 32 カ所の被害報告が記録として残っている (被害総額 114,800 千円)。串間市地域防災計画によれば、市内には土砂災害警戒区域等が合計で約 709 箇所あるとされている。また、本市の土砂災害・洪水ハザードマップによれば、市域中央を流れる福島川流域においては 2 階床上 (3.0~5.0m 未満) まで浸水する想定が出されている。

(地震：J-SHIS)

県内に被害を及ぼした近年の地震のうち、日向灘沖で発生した地震が圧倒的に多く、マグニチュードは 6.5 から 7.5 で、県内各地で被害が記録されている。特に、昭和 43 (1968) 年のえびの地震では、多数の住家の全壊が記録されている。本市においては大きな被害はなかったが、県の地震被害想定調査によれば、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、本市でもほぼ全域で震度 6 弱以上の揺れが発生し、最大で震度 7 が想定されている (J-SHIS [地震ハザードステーション] によると、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は約 40%とされている)。

また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として平成 26 年 4 月に指定を受けた。津波防災対策を推進し、早期避難や効果的な呼びかけ等による対策が減災効果をなし、最大 8 割の死者数を減少することができるといわれている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和6年3月31日時点)

- ・商工業者数 937人
- ・小規模事業者数 789人

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況)
農林水産業	54	48	市内に広く分散している
鉱業・砕石業・砂利採取業	0	0	
建設業	130	129	
製造業	70	62	
電気・ガス・熱供給・水道業	6	4	
情報通信業	0	0	
運輸業・郵便業	13	6	
卸売・小売業	183	149	
金融・保険業	10	4	
不動産業	39	39	
宿泊・飲食業	111	108	
娯楽業	78	73	
教育・学習支援業	7	1	
医療・福祉	24	7	
複合サービス業	33	0	
サービス業	179	159	
合 計	937	789	

(串間商工会議所管理台帳による)

以下、串間商工会議所を当会と言い換える。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・串間市地域防災計画・地区防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・海拔表示、津波避難場所案内標識の設置
- ・防災、感染症対策備品（非常食などを含む）の備蓄
- ・地区別ハザードマップの作成、公開

- ・自主防災組織の防災力強化
- ・防災行政無線、戸別受信機等の整備
- ・消防庁舎の移転（着工済み）

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険㈱および宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

当会では、自然災害等による緊急時の取組や協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを現在整備しているところである。しかし、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の経営指導員等が不足しているなどの課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内の小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回による経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策等の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、各種 SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性にある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対してマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和6年9月に作成済み。

3) 関係団体等との連携

- ・会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の BCP 策定については、当会経営指導員等が巡回および窓口指導の際に状況確認を行う。なお、策定進度が遅い事業者に対しては専門家や連携保険会社の担当者による個別指導を取り入れることで実効性を高める。
- ・事業自体の進捗については、当市および当会の各担当者による定期会合を設けて改善点等も含めて確認を行うようにする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震や風水害など）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 [家屋被害や道路状況等] 等を当会と当市で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

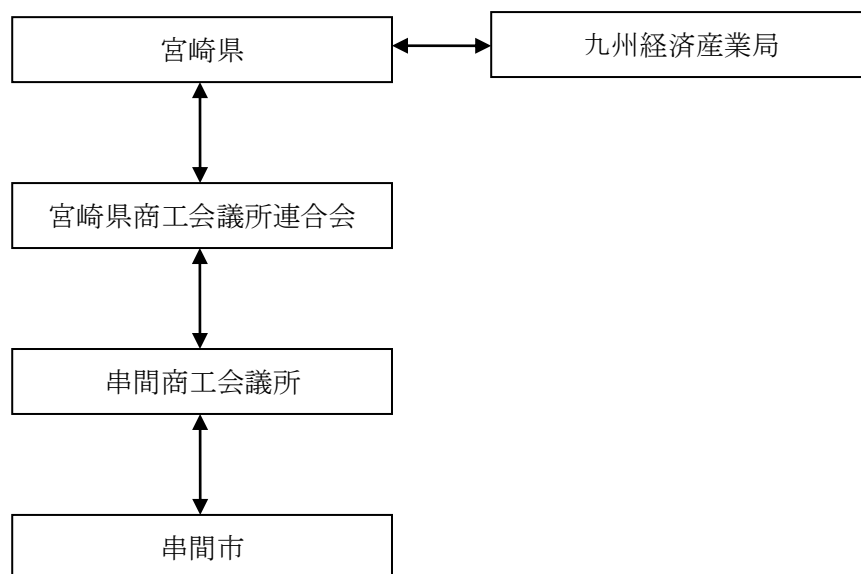
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	週に 1 回共有する
1 ヶ月以降	状況に応じて共有する

- ・感染症に関しては、「串間市インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より宮崎県へ報告する。
- ・ 自然災害時の発生時に宮崎県が指定する様式による報告ができない場合は、電話または FAX 等により報告または情報共有を行う。
- ・ 感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会または当市より宮崎県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や宮崎県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6年 12月現在)	
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
串間商工会議所 専務理事 法定経営指導員 2 名 経営・情報支援員 3 名 一般職員 2 名 連携 連絡調整 串間市商工観光スポーツランド推進課 串間市危機管理課 連携 確認	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 串間商工会議所 法定経営指導員 清水裕一郎、鈴木龍太郎 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 串間商工会議所 〒888-0001 宮崎県串間市大字西方 5657 番地 TEL 0987-72-0254 FAX 0987-72-0100 E-mail kucci@miyazaki-cci.or.jp	
②関係市町村 串間市 商工観光スポーツランド推進課 〒888-8555 宮崎県串間市大字西方 5550 番地 TEL 0987-72-1111 FAX 0987-72-6727 E-mail syoko2@city.kushima.lg.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
協議会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	60	60	60	60	60
チラシ作成費	80	80	80	80	80
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、串間市補助金、宮崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
宮崎県火災共済協同組合 理事長 内野 浩一朗 宮崎市松橋 2 丁目 4 番 31 号 宮崎県中小企業会館 4 階
連携して実施する事業の内容
1. 共済加入者への災害に関する共済商品の必要性の周知・意識啓発 2. 当会代理所担当者との巡回によるリスク診断
連携して事業を実施する者の役割
1. 共済加入に関する相談、加入勧奨 2. 当会代理所担当者への情報提供及び加入事業者への定期的な同行巡回
連携体制図等
<pre> graph LR A[小規模事業者] <--> 連携 支援 B[串間商工会議所] B <--> C[宮崎県火災共済協同組合] C --- D["(連携) 共済加入相談・加入勧奨 情報提供、事業者への巡回"] </pre>